

平成26年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成26年 6月24日（火曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後12時01分

○会議に付した事件

1. 子ども・子育て支援新制度今後の取り組みについて
-

○出席委員（6名）

委員長 小西秀延君

副委員長 山田和子君

委員 吉田和子君

委員 本間広朗君

委員 前田博之君

○欠席委員（1名）

委員 斎藤征信君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 岡村幸男君

主 幹 本間弘樹君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは総務文教常任委員会協議会を開催いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 本日は町側からの依頼ということで委員会協議会を開催することとになってございます。協議事項といたしましては子ども・子育て支援新制度と今後の町の取り組みについてであります。まず町側からの説明を求めます。坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） きょうは子ども・子育て支援新制度と町の取り組みということでございます。きょうはまず今まで町のほうの12月に総務文教常任委員会協議会を開催させていただいてからその後町はどのような動きで進めていたのかというまず報告です。12月6日にこのような会議をさせていただきました。そのあと町のどのような動きをしていたのかということ。そして新制度についてイメージとございますか、どんな形で出てくるのかということが大体まとまってきましたので、その内容をご説明すると同時に今後の条例改正とか条例制定とかいろいろございますのでその辺ご協力、ご審議いただく前の事前の情報をうちのほうで出したいときょう思っております。よろしくお願ひしたいと思います。私子ども課長のほかに主幹の渡辺と、それから主査の藤元と3人で説明したいと思います。それでは座って説明させていただきます。それではまずレジュメから説明します。前に配付したレジュメとありまして非常に申しわけなく思っているのですが、まず前の資料については資料番号がついていなかったものですからきょう改めてまず資料のご説明をします。その中で前にお渡ししている部分まず子ども・子育て支援新制度の概要というのがあると思います、それが資料1です。それから子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査、これが資料2です。そして公定価格の概要ということで資料3を出したのですがもっと新しい資料をつけましたのでこれは削除ということでこれは使いません。それから続きまして資料4ということで、子ども・子育て支援事業計画イメージということでこういう資料があると思います。計画のイメージということで載っていますのでこれを主だったものとして説明したいと思っています。それから今後のスケジュールというのが資料5ということです。これまでが今まで配布させていただいた部分です。きょう新たに配布した部分については資料番号ついているのですが1つついていない部分もありまして申し訳ございません。それで資料6ということで基本指針の概要です。これは計画をつくるための計画のつくり方、つくり込みについてどういうふう計画で、どんな計画なのかというのをこれで具体的にわかってくると思います。それから続きましてその裏面に資料7ということで量の見込みの考え方というのがあります。それから資料8というのが今回出しました公定価格の骨格についてということで先ほど公定価格の概要資料3というのはちょっと削除するということだったのですが、これに新たなものといいますか1番新しいものをつけまして公定価格の骨格案、そして資料9として教育・保育提供区域の設定ということで区域の設定を進めて行く上での白老町のペーパーです。そしてきょう資料番号振っていませんでしたけれども、就学前・地域別年齢別状況という、これが今地域設定のために使う資料になると思います。こういった資料10まで。それではご説明をしていきます。全般のほうの今までの取り組み状況につ

いては私のほうでご説明しまして、今後の取り組みについては渡辺主幹のほうに説明していただくことにしております。まず子ども・子育て支援新制度の町の取り組みということで現在までの取り組み状況です。子ども・子育て会議、一応会議として3月24日と4月25日ということで2回やっております。3回目をこの週の6月27日の予定です。ですから2回目までやってきたことは何なのかということで项目的に載せています。子ども・子育て支援新制度の説明ということで、ここについては資料1のほうに、この前も確か平成25年12月6日に子ども・子育て支援新制度についてはご説明しているのですがこれをもうちょっと簡略化してうちのほうでつくったものです。その中のまず1ページ目に子ども・子育て支援新制度の現状と課題ということで急速な少子化でありますとか、子育て支援の制度財源の縦割りだとか、そういったものを打開していくためにどうしていったらいいかとか載っています。地域の実情に応じた提供対策が不十分であるとかということが全部こういった部分を課題として載っています。次のページ、では子ども・子育て関連3法とは何なのかということでこの3法についてこの新制度といわれています。復習になると思います。子ども・子育て支援法と認定こども園法と関係法令の整備ということで、ここでいうポイントというのは新制度のポイントです。一つが幼児期の学校教育、保育地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するのだということです。その中に幼保連携型のこども園への移行とかこういう形に載っております。次のページにそれぞれ認定こども園法の改正の部分が載っています。続いてそれぞれの幼児期の学校保育、地域の子ども・子育て支援に関する共通の仕組みであるというようなことが載っています。そういうような部分がこの新制度の中で載っております。特にこの前にもご説明しましたがけれどもこの4ページに給付・支援事業ということで子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業、この上のほうの形になっています。施設型給付としては認定こども園とか幼稚園とか保育園です。地域型保育というのは前にご議論もいただきました小規模保育とか家庭的保育19人以下の小規模な保育園です。あと児童手当。地域子ども・子育て支援事業についてはそれぞれ利用者支援です。これは新しい制度で利用者支援。それから子ども・子育て支援拠点事業というのは今いろいろ広場型ですとか、うちのほうで展開しているものです。延長保育事業とか病児・病後児保育、放課後児童クラブ、妊婦健診、この中で病児・病後児保育はやっておりません。延長保育事業は私立2園でやっています。子ども・子育て支援給付ということで施設型給付と地域型保育給付ということでここに載せておりますので後で見ただければと思います。地域子ども・子育て支援事業としてはこういう形のものを新規に事業者支援というのは保育のコンシェルジュといわれておまして保育園に親御さんが来たときにどの保育園にしたらいいのかということをいろいろ指導していくというそういう人件費といった部分の補助も考えられているということでございます。こういうものがございます。最後に市町村の役割ということでそれで市町村はどういう役割をするのだということでその中に市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と施設・事業の認可ということがございます。まず計画の策定とそれから認可ということでこの部分で条例の制定等が出てくるということになっています。あといろいろな制度を進めていく上でシステム部分でありますとかそういう事務的な仕事が出てくると思います。次に7ページ目に市町村子ども・子育て支援事業計画の策定ということで、一応これは5年ごとに策定するものでして、5年ですから27年から31年までの計画です。ニーズ調査ということで実施しております。このニーズ調査についても

後ほどご説明したいと思います。そして子ども・子育て会議の設置ということで、これも設置しております前に議会のほうの制定の許可いただきまして制定させていただいております。これは子ども・子育て会議の設置ということで計画策定にあたっては市町村内の関係当事者が参画する仕組みとして子ども・子育て会議を設置しています。国にも子ども・子育て会議があるのですが地方版です。関係者当事者の意見をできるだけ反映するように進めてくださいという必要がありますということで非常に重たい会議になっています。これが子ども・子育て支援新制度の概要ですけれどもこの部分については前にもご説明しています。あと子ども・子育て会議のレジュメのほうに戻っていただきますと、新制度の会議の役割、ニーズ調査の実施状況、子ども・子育て支援法に基づく基本方針の概要でありますとか、そういった部分を今まで子ども・子育て会議の中でご説明しています。総務文教のほうでは1回目のときには今はかなり端折って説明しましたが①から⑥までの部分を総務文教常任委員会の12月6日のときにご説明していますのでここは割愛させていただきます。こういうのがこの子ども・子育て支援新制度の概要でございます。続きまして(3)子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査についてご説明を概略説明したいと思います。この資料2に基づいてご説明します。取り組み状況の中で率が載っております。では資料の調査概要というのを開いていただきますと、調査概要1ページ目です。これは調査対象としては就学前の児童これは全部の就学前、白老町の子供たちを持っている保護者です。ですから2人とか3人とかというところは保護者1人ですから両親ということなので1人世帯ということでそういうように調査をしています。ですから数字的には配布数と有効回答数ということでこれは世帯ということで考えていただければ、人というよりは世帯という考え方でよろしいと思います。それから小学生の児童については小学校の5年生までを対象にしています。方法ですけれども小学生5年生まで調査をしたのが12月の時点です。6年生はもう中学校ということもありますし、ほかの近隣の苫小牧、千歳もそうですけれども一応5年生まで全部ほとんどやっていると。6年生については省いているというところが多いようです。うちのほうも5年生までということで押さえています。調査方法としては就学前児童調査、郵送による配布と回収調査です。そして配布については保育園、幼稚園に直接お願いして配付していただいております。郵送の部分がどうしても弱かったという部分です。というのは要するに保育園にも幼稚園にも入っていない人たち、子供たちの世帯に対して郵送で送っています。その分がちょっと落ちていました。そして小学校について全部小学生は入っておりますので小学生5年生まで全部各学校に出しましてそれぞれ各学校から回収していただきました。調査期間が1月16日から2月17日ということで回収状況としてはこのように就学前についてはちょっと落ちていますが小学生については非常に高い率で74.6%ということでございます。平均しますと、(3)の全体のところで67.2%ということで非常に率の高い回収率でありましてほかのまちに比べましても非常に回収率が高くある程度信頼できる数字ではないかという感じはしております。この部分は学校、保育園、幼稚園のご協力をいただいたものだと思います。調査期間についてはそういうことなのですけれども、12月時点の住民基本台帳から拾い出しております。続きまして、この2ページ目からそれぞれのどのような状況にあるのかということで簡単にご説明をしたいと思います。これから就学前の児童の調査とそれからずっといきまして就学後と分けてございます。2ページ目からが就学前の児童で、11ページ目からが小学生を対象に

しております。後ほど見ていただければいいと思うのですが、この中で時間もございませんので特に13 ページを見ていただきたいと思います。ここに放課後児童クラブ、今国では就学前、就学後の今のほうは3年生までやっております。事情によっては例えば障がいを持っている子供さんから6年生までお預かりさせていただいておりますがその部分で放課後の暮らし方の中で放課後児童の利用希望はどうかということで4番から5番、6番ということで載せてあります。7番は6番の中で土曜日とか日曜日とかはどうなのですかということです。これを見ますと5番目のお子さんについて今後平日の放課後児童クラブに利用希望はありますか、4から6年生になっても利用したいということの部分が利用する必要はないといっているのが66.5%、そして次いで高学年になっても利用したいというのが15.5%です。そして低学年は利用したいというのが10.7%、低学年については利用されていますのでそういう部分では利用の要望としてはそんなに高くないのかと。要するに4年生から6年生という扱いです。土曜日については利用する必要はないということがここに出ています。日曜日についてもそのような数字になっています。あともう1点は、最初のページに戻っていただきますと、それぞれどなたが行っていますかということでやはり父母というのが多いです。主に母親とか、主に祖父母というような順番になっています。こういうデータを基にして量の見込みでありますとか、そういったものをこのデータからつくっていくということでございます。後ほどまたこの辺はご説明したいと思います。続きまして子ども・子育て支援事業計画のイメージということでございます。資料4です。これは子ども・子育て支援事業計画の構成です。こういうような構成でいったらどうだということの一つの案です。ただこの中でいきますと計画の概要とか、市町村の現状とか、基本理念とか、この辺あるのですが、この4章です。この量の見込みと確保の内容はここを中心にして説明します。それから施策の展開というのがあります。これは子ども・子育て支援に関する子供対策について全部集めていくということでございますのでこれを各課のご協力もいただきながら集めて支援事業計画に盛り込んでいきたいと。あと計画の推進体制はPDCAということでそれぞれ子供会議を使って見直していきますとか、いろいろそういった部分です。そういった部分のこの計画の構成です。それではこの第4章量の見込みと確保の内容についてちょっとこの中でご説明します。このきょうお配りしました基本指針の概要というのがございます。ちょっとこれを見てください。資料5は後ほど渡辺主幹のほうで説明させていただきます。資料6ということでございます。ここの部分でなぜこれを出してきたかといいますと、この子ども・子育て支援事業計画を策定するための基本的な考え方を載せています。その中でページをめくっていただきますと、基本指針の法的概要ということで、それぞれ子ども・子育て支援の基本指針の法的位置づけということで子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するため基本的な指針を策定するのだと。この指針に基づいて計画がつけられるのだということ指針の主な内容ということで、地方自治体の事業計画の作成ということが載っています。そして5年間ということが載っています。2ページ目です。ここでは市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージです。ここを見ていただくと大体計画のイメージが見えるかと思えます。まず町が策定します子ども・子育て支援事業計画は5年間です。幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援ということで、幼児期の学校教育というのは幼稚園です。幼稚園、幼保連携型こども園、それか保育園。そして地域の子育て支援については先ほどご説明しました事業です。そういったものについての需給計画と

いうものになります。ですからこの下の子ども・子育て支援事業計画①のイメージの四角の1の下のほうに子ども・子育て家庭の状況及び需要となります。これがそれぞれの家族累計がそこにあります。満3歳以上の子供をもっているとか、保育を利用せずとか、こういった家庭の需要の調査、把握というのがニーズ調査です。アンケート調査で出てきた部分を現在の利用状況と利用希望を出して、そして量の見込みを出してその中で進めていくということになっています。この量の見込みを出して、では白老町はどれだけの保育給付、教育給付、子ども・子育て支援事業をどういう整備をしていくのだということで、市町村の子ども支援事業計画の上のほうのこれがニーズです。そして下のほうがそれに対する供給の部分、サービス供給。サービスはどんなことをやったらいいのかということでこれをマッチングさせていくということです。第4章の部分の量の見込みと確保の内容というところの部分です。この2、3、4の部分がこの部分になると思います。続きまして、実際に事業計画の記載事項はどんなことを記載するのだというお話です。いわゆる必須事項というのがあります。これは必ず記載しないとだめですというのがこの市町村子ども支援事業、必須事項、区域の設定、各年度等々があります。こういった部分が必須事項で、それから任意記載事項というのがあります。これが産後の部分でありますとか、これは周辺の部分です。妊産婦の部分でありますとか子供の労働環境の部分です。ライフバランスというやつですけれどもそういうのが載っております。こういった部分がイメージとして出てきます。それから続きまして市町村子ども支援事業に続きましてこのポイントとして量の見込みと確保の内容と実施状況ということでございます。ここの部分については後ほどうちの主幹のほうで説明いたしますがそれぞれ現在の利用状況と利用規模、ですからニーズがどれだけあるのかということ調べて、それに基づいて足りない部分をやってそういう計画の中に盛り込んで、そしてそれを実施していくという考え方です。15ページに実施しようとする幼児期の学校保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期と書いています。これが幼稚園なりこども園なり保育園のほうのほうでは量の見込みとしてこの中でいきますと200人、この1年目のイメージの表を見ていただくとわかるように量の見込みの必要利用定員総数とあります。その中で必要性ありという中で最初の3、5歳については300人で、実際300人確保の内容ありますと。それから3歳から5歳保育の必要性がありというところでは200人ちゃんとそれは満たしていますと。だけどゼロ、2歳の保育の必要性があるというところでは200人なのだけれども80人と20人、地域型保育事業と認定子供園なり幼稚園なり保育園で100人は何とか確保はしていますと。だけどそのほか100人分は足りない。ですからこの足りない部分を2年目、3年目で補っていくという、こういうような計画のつくり方になってくると思います。ですから2年、3年目、1年目ここの部分足りないのでこちらの2年目のほうでやっていくというような、それをいろんな保育園だけではなくて地域型保育事業、ファミリーサポートセンター、ひろば事業でありますとかいろいろそういった部分を踏まえて2年目については150と30ですから合わせて180になります。そうすると200人ですからあと20人足りないということ、この部分をこれから進めていくというようなことで3年目には150で50ですから、これで200、200でゼロとこういうような組み立てになると思います。このような計画をつくっていくと。ですから量の見込みで出てきた部分で確保するのはこれだけだというのが、これがポイントです。そして計画の見直しということで、PDCAサイクル、Plan、Do、Check、Action、そういうようなことでそれぞれ計画の見直しを

していくのだと。子ども・子育て会議を活用してやっていきなさいというのが国の考え方です。まずそこまでのご説明をさせていただいて、続きまして資料7から量の見込みの考え方、ではどんなようにして量の見込みを出すのだということと、それからニーズ調査を踏まえてどういう形にするのか。それから公定価格の骨格案、それから教育・保育提供区域ということでこの資料4の子ども・子育て支援事業計画の構成の中の教育保育提供区域の設定といったところについて主幹のほうでご説明したいと思います。

○委員長（小西秀延君） 渡辺子ども課主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） それでは私のほうから今後の取り組みということで説明させていただきます。今後の取り組み1から（5）までありますけれども、（1）地域設定と量の見込みということ載せております。量の見込みについて説明させていただきます。資料番号としては7番になります。7番をご覧いただきたいと思いますが、まず量の見込みというのはどういうものかということですが、これは子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画についての中には教育、保育提供区域ごとに教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業計画の量の見込みを推計して具体的な目標設定を行うことが求められています。量の見込みについては国の基本指針に基づいて子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査の結果を用いて国の手引書で推計することが基本となりますが、見込み量が過大にならないように現在の利用状況も把握した上で設定することが前提となっております。資料7をご覧いただきたいと思いますが、国の手引書に基づく計算方法ということですが、まず1番目に人口推計があげております。人口推計というのは計画期間、5年ですけれども27年から31年各年における対象の子供の数を推計します。それに②の年齢別、家族類型別の割合を掛けます。家族類型というのはちょっと吹き出しで書いております。AからFまでありますけれども、例えばひとり親や両親がフルタイムで働いている家庭、またはフルタイムでもう一方がパートタイムで働いているというような家庭類型をAからFというふうに分けてございます。この年齢別、家族類型別の割合を人口推計に掛け合わせて、さらにニーズ調査を行いましたのでその利用の意向の割合を掛け合わせます。最終的にニーズ量というものを算出することになります。先ほど申しましたが前提条件としまして潜在的なニーズが31年度までは変わらないということに立っております。また地区別、年齢別、回答者、利用希望日数など特に地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては利用意向を細分化していく過程で母体数が少なくなります。結果的に少数の意見が過大に反映されてしまう場合がありますので、この場合は現実の利用実態と比較して補正することが求められております。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今説明しました部分が資料7までの部分です。ここまでで一応ちょっと長くなりましたのでご質問とか、ご意見とかいただいてそのあとまた6、8、9、10というところを説明していきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長（小西秀延君） ただいままでのところでご質問等ありますでしょうか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） まだ十分理解しないままでちょっとお伺いするのですが、先ほどニーズ調査の中で特化して児童クラブ関係のお話をされたのですが、1点は利用を希望しない方がパーセント的

多いのだという話でした。では今利用しない方々はどうしているのかという調査はされたのかどうか。働いていないご家庭の子供を見る方がいらっしゃるので預ける必要がないといっているのか、それとも施設的に預けないでほかのことを何かやっているということなのか、その理由みたいなのは調査しなかったのかどうか、それが1点と、それからちゃんと全部私見していないのでもし載っていたらすいません。時間体のアンケート、ニーズ調査はしなかったのか。保育所等は延長保育とかというのがありますけれども、学童保育に関しては6時とかと時間が決まっていると思うのですが、そういう以上の時間延長を希望するかしないかという調査はされなかったのか。今6時半以降児童クラブをやったときには一律157万円支給すると国がいつていますね。そういうことでは調査はされたのか、その点だけちょっと伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今吉田委員からお話のありました、その利用しないといっってどんな世帯なのかとか、その理由についてということなのですがこの部分では載っていないのですけれども一応この恐らくデータの中で利用しない部分の世帯についてはわかると思います。わかりますのでこの部分で今お話のあった部分ちょっとクロス集計を掛ければ出てくる数字だと思いますので、またちょっとここだけでは見切れない部分もありますので後ほど報告したいと思います。それからもう1点、放課後児童クラブの時間帯の利用状況を調査したのかどうかということですか。ちょっと今全部のデータを見てみますがこの前に全部見せていただいた中ではちょっとその分はしていないと思います。以上です。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今までは3年生までしか児童クラブは預からないということになっておりましたので、このアンケートのニーズ調査をするときには国としては6年生まで幅を広げますということを行っているのですが、そういうことはそのアンケート調査の中ではきちんと皆様にそういうふうになる希望があればというか、希望がなければ市町村が計画つくるわけですかららないのですけれども、そういうふうになら6年生まで延長されましたということがきちんと明確に提示をされてその上でアンケートなのか、その辺どうなのでしょう。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今のお話は6年生までについて国がそういう法律の中で要請はしているのですけれども実際そういうふうになりますということを、そういう国の方向性をその調査の中で書いているのかということなのですが、その部分は書いていません。あと実際これから基準といいますが、放課後児童クラブの基準をつくっていくときにも恐らく今の感じですと条例をつくっていくときにはその部分は明示しなくてもいいというのが出てきておりますので、実際そのような手続をして、うちのほうも基準の中ではそこは明確にしていかなければなりません。ただ国としては6年生までの要請はされていますので当然そういう部分については努力していくつもりではありますけれども基準の中ではこれから議論していくと思いますが、放課後児童クラブについて6年生までできるかどうかというのはその部分での政策判断にはなるとは思いますけれども、基準の中ではその部分は条例の中では入れていかなないという考え方です。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。前田委員。

○委員（前田博之君） 今説明聞いてもわからないのだけれども、まず1ページの子ども支援の制度概要の子育てをめぐる現状と課題とありますね。ここのところに丸で3つありますね。質の高い幼児期の学校教育、保育の量的拡大、地域の子ども・子育てがありますね。こうやって見たら地域の子ども・子育ての充実はこの5ページがこれは主なのでしょう。この13までの事業がそうですね。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今前田委員からの子ども・子育て支援事業の中で主になるものは何かというお話ですけれども、一応ここで給付支援事業ということで一つがこの4ページ目にあります子ども・子育て支援法に基づく給付事業の全体像というのがあって施設型部分と地域型部分、そして児童手当というのが一つ子ども・子育て支援給付です。それから今前田委員が質問されていました地域子ども・子育て支援事業ということでこの2つの柱になると思います。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 私が言っているのは1ページに3つありますね。質の高い幼児教育とか、次に保育料の基盤とかありますね。この大きく丸で囲んでいるやつが具体的に次のページのどこどこを指しているかと。質の高い学校教育、保育の総合的な提供というのは具体的にこれどこになるのですか。それと真ん中の保育の量的、これはこども園云々と言っているのかどうかわからないのだけれども。そして地域の子ども・子育て支援の充実、これについては多分5ページだと思うのだけれども。その前のほうがこの資料のどこどここの具体的な事業のことをいっているのかちょっと教えてほしいのです。わからないのです。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長

○子ども課長（坂東雄志君） まず今前田委員のお話になった質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供ですけれどもここの部分は主なポイントの2ページ目に幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するのだというところで認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付とか小規模保育園の給付、こういった部分だと思います。ただ具体的には今基準とかというのが出てくるのですけれどもその中で例えば3歳でしたか、保育士の数がふえたり、基準がふえたりするのですね。その部分は国がそういうふうに示しておりますのでその方向でいかないとならないです。そういう保育士の数がふえたりスペースも広がったり、そういった部分が質の高いとかそういった部分です。ですからここでいう具体的に例えば認定こども園のほうの改正というのもこの3ページ目にあります。認定こども園の改正とか、その認定こども園自体も使いにくいということが結構出てきたのです。それはなぜかといういろいろな事情はあるのですが一本化していないとか、いろいろあるのですけれども一応そういうことです。そして3もそうです。幼児期の学校保育、地域の子ども・子育てに対する共通の仕組みというところ。それからあと全部いろいろあるのですけれども、それらを全部たくさんの中でどれというのは総合的に見るとここの部分です。補足説明のところ地域の子ども・子育て支援の充実というところはどこになるのでしょうかというお話でしたが、前田委員言われるとおりの5番目の地域子ども・子育て支援事業の概要というのがあります。特に①の利用者支援というのが大きなところ。新規もう一つ多様な主体が本制度に参入することを促進するた

めの事業でありますとか、あとこれらのことを推進するというでより充実してくるということでございます。これからの議論していく基準とかそういった部分をどういかに進めていくのだからというところが今までの制度と大分大きく、例えば保育士の部分がふえたり、時間数だとかいろいろありますのでそういった部分で総合的に推進、提供していくのだということです。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますか。ちょっと私からも1点いいですか。資料7の量の見込みの考え方なのですがこれはちょっと範囲が広いので私の記憶も定かではないのですがアンケートをとっている町村ととっていない市町村があったかと思うのですが、そのニーズの把握というのは各市町村のその感覚に任されているのかどうなのかというのが1点、それとこの量の見込みがどのように計画とその主な施策にどのように反映されていくのか。施設関係には大きく反映されるのかと思うのですが、その他もうちょっと詳しく説明をいただければありがたいのですが。渡辺子ども課主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） そのニーズ調査というのは各自治体でとることが必須だったというふうには記憶はしているのですが、とっていないところというのはちょっと。必ず自分たちでやり委託という形式も、それぞれの形式はあるかと思えますけれども必ずニーズ調査をするというのは必須ということでは押さえております。ちょっと実施していないというところは私のほうでは把握はしておりません。あとニーズ量が具体的にどのように施策に反映するかということですが、各施設の利用の必要量ということでそのニーズ量を算出しました。ただ過大に必要なというふうには回答しているところもございますのでそこら辺は補正して実態に応じた過剰にならないような供給ということで反映をさせるようにはしてございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） 例えばこれは過剰に算出したとしたら国からの補助金が多くくるとか、そういうことは考えられるのですか。渡辺子ども課主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） あくまでもこれは給付という形になりますので実際にかかった経費に対しての国の補助金になると思います。ですからニーズ量に対しての補助金ということはありませんのでそういうことはないと思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、ご質問ありますか。現在までのところで。前田委員。

○委員（前田博之君） これから説明があるかどうかかわからないのだけれども4ページありますね。これがよくわからないのだけれども、子ども・子育て支援給付は施設型給付とか地域型保育給付とか、これはよくわからないのだけれども今までのとどう違って逆にこれは市町村なんか児童手当はわかるのだけれどもそれ以外のものは何か今まで施設料を払っていたのを払わないで国がすると何かこれはもうちょっと具体的にやらないとわからないのです。それともう一つは上出し、横出しが町村であるのかどうか。それと地域型保育給付は町村がやるのだけれども安易というか、ある程度小さいから過疎とかそういうまちなら案外いいかもわからないけれどもその町村が適用する権限の範囲というのは条例か何かで給付にちゃんとできるかどうか、もうちょっと詳しく教えてください。これは何かわからないのです。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） まず前田委員のお話で施設型給付と地域型保育給付とは何なのかということですが、まず地域型保育給付というのは認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付の

ことをいいます。もう一つ地域型保育給付は小規模保育園の給付ということになっています。実際例えばその施設型給付でいきますと、これから進めていくのですけれども今のニーズ調査で出てきた量の見込みが出てきます。その給付するそのサービス量にどれだけの経費がかかってくるのかというのが出てくるのでそれが公定価格というもので整理されます。後ほど公定価格の説明をしますけれども、公定価格から保育料ですね。いわゆる自己負担分を引いて施設給付が出てきます。それがうちのほうが私立の保育園に補助金として出す部分、そういうのが施設型給付です。それから小規模保育園については地域型保育給付といって要するに19人以下の保育施設です。今までこういうのは離島とかそういう部分での適用が多かったのですけれども今回はこの部分が変わっています。ゼロ歳から3歳未満の子供さんの小規模保育ということになります。小規模保育については後ほど説明しようと思っていたのですが、この中でこの資料の中でいきますと家庭的保育事業というのがあります。この家庭的保育事業等の基準整理と条例制定と今後の取り組みの中の(2)の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例というのがあります。この部分町が定めるのでこの中で例えば事業者がこれを手を挙げたときには町のほうで認可する形になります。ですからこれはいい、この業者はやって構わないですとか、それは当然保育の計画に基づいて子ども・子育て支援事業計画の量の見込みの確保の内容の中に出てこないとならないと思います。ですからこの中で取り上げない限りにおいてはサービス計画として成り立たないのでこの部分で仕組みとして枠組みが出てくると思います。ですから無差別に事業者がどんどんできるという話にはならないと思います。

○委員長(小西秀延君) 前田委員。

○委員(前田博之君) 施設型給付というのは極端に言えば今のこれはどう違うのですか。先ほどいうのは全体の公定価格を決めてそれでそれから受益者負担を引いたものが入ってくると。そこが一つです。もう一つ、うちは保育料下げていますね。そういう部分は従前と変わらないのですか。そういうのは具体的にどうなのですか。

○委員長(小西秀延君) 坂東子ども課長。

○子ども課長(坂東雄志君) 今までとどう違うのだということです。まず仕組みとしてはいろいろあるのですが雑駁で今までの仕組みとおりです。まず幼保連携型のこども園というのができてきて、これをゼロ歳から3歳未満までの部分それがふえてきます。働いていない人たちもそういった部分でより教育できるようになるとか、そのほかもろもろですけれども一応そのやり方としたら例えば幼稚園とか、幼稚園の部分も幼保連携型のこども園になったときにはうちのほうが全部申請とか、そういった部分を全部やっていかないとならないと思います。そういった幼稚園も保育園も今まで幼稚園については道の学事課で直接的にやっていたのですがそれも子ども課のほうに移ってくるという作業になってきます。全体として全部一体的に幼稚園と保育園を一体的に提供していくというのが大きな流れだと思います。

○委員長(小西秀延君) 渡辺子ども課主幹。

○子ども課主幹(渡辺博子君) 今の形態ですと保育園ですと運営費という形、幼稚園ですと私学助成費という形で各園それを受けて運営していると思います。それが今度からは町から支払う給付費ということになってきます。そこがちょっと変更点となるところです。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時38分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これからまたもうちょっと説明が続きますが、ここを説明していただいた部分も子ども関連3法大変幅が広い国の政策の改定になっていると思います。それがちょっと余りにも広いのでなかなか整理が委員も難しいと思うのです。それで白老町としての政策がこの子ども関連3法を受けて政策がどのように変わっていくのか。白老町として影響が出る部分はどこなのか、そこをちょっと重点的に説明していただければありがたいです。ちょっと余りにも法制度が全般的に、他市町村では大きい大都会では変わる政策がかなりある部分もありますし、田舎では余り変わらない部分もあると思います。それを整理してご説明いただければもうちょっと理解しやすいのかと思いますのでよろしくお願いたします。坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは今お話のあったこれから進めていく中で白老町のいろいろな子ども・子育て関係の関連の施策と、それからこの子ども・子育て支援事業計画の内容との整合性といえますか、どのようなところがここに関係するというような形で、ちょっときょうは資料持ち合わせいせんけれどもそういうのを中心にしてこれから説明するように心がけたいと思います。あともう1点先ほどの休憩時間に吉田委員からもお話があったのですが子ども・子育てのニーズ調査結構膨大な調査資料になっていますのでその全文を一応議会のほうにお届けするようにしたいと思います。それを見ていただければと思います。特に今言われたようなところで、病児・病後児でありますとか放課後児童クラブでありますとか、その部分については付箋などもつけてと思っています。一応お話のありました部分これから配慮しながら進めていきたいと思っています。よろしくお願いたします。それでは今説明した部分が一応資料の7番までです。では資料8公定価格について、そして資料9区域設定について、ご説明を渡辺子ども課主幹にお願いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 渡辺子ども課主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） それでは今後の取り組みの3番目に上げております公定価格、仮単価の公表と意向調査というところで公定価格のちょっとご説明をさせていただきます。資料番号8番になります。1ページ目になりますが公定価格の概要ということ載せております。公定価格というのが特定教育や保育に通常要する費用の額として国が示す額とされております。子ども・子育て新制度では認定こども園や幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付、また小規模保育等に関する地域型保育給付を創設して市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって財政支援を保障していくこととしております。私立保育所に対しては今までどおり委託費として払います。施設型給付費、地域型保育給付費の基本構想は先ほど述べましたように国が示す額となっております。給付費というのが公定価格から利用者負担額を引いた額となっております。この公定価格というものですけれどもイメージ図を下に載せております。施設型給付と私立保育所に対して支払われる委託費と2つ載せておりますけれども、この利用者負担額と給付費として払われる部分を合わせたのが公定価格

となつてございます。2ページ目にいきますが、公定価格の内訳です。共通要素と各種加算というのがありますが、共通要素として上げられるのが認定区分・年齢別、保育必要量や利用定員別、地域区分別ということになっております。さらに人件費や事業費、管理費なども含めて公定価格を決めます。次4ページ目をご覧になっていただきたいと思いますが、4ページ目の右下加算により対応することが想定されるというものです。これが各種加算といわれるところですが、主に職員配置の改善をした場合、また職員処遇の改善をした場合、また地域の子育て支援・療育支援をした場合、また栄養士の配置などを行われたときに加算をされるものとなっております。3ページ目は具体的にちょっと数字などを入れてイメージ図等載せてございます。5ページ目も先ほど4ページ目と同じように載せてございますけれども、これは保育所の場合の加算として考えられる、想定されるものを載せております。公定価格についての説明は以上とさせていただきます。では引き続きまして地域設定ということで今後の取り組み1番に載せておりますけれども地域設定というふうに書いてありますが一般的にちょっと区域設定というふうに書いておりますので資料9には区域設定というふうに記載してございます。資料9と印刷された裏面をご覧いただきたいと思います。1枚目と2枚目ちょっと同じような内容を書いておりますので裏面でご説明させていただきたいと思います。区域設定についての必要性については支援法の61条に条文として決められているということ載せてございます。中段目以降ですが国の基本指針として地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件や現在の教育保育の利用状況、教育保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して地域の実情に応じて保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされます。区域設定として留意すべきポイントですが地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本。保育ニーズが住居地ばかりでなく通勤経路等に沿って発生すること等も考慮する必要があるということが上げられます。今現在案としましてですが白老町を町内全域を一つの圏域とするということをお私たちの案として考えてございます。いずれにしてもこの一つの区域にするかどうかということも今後子ども・子育て会議などで協議されていくものと考えてございます。今後の取り組みの2点目です。基準の整理と条例制定ということでそれぞれ幼稚園、あと保育園など認定子ども園に関しての運営の基準というのを定める必要があります。それで条例制定をする必要があります。9月にまず1点目特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例を定める条例というのを定める予定です。これに今後の取り組みということで載せておまして、これの(2)に今後の取り組みとして基準の整理と条例制定を考えております。1点目に今申し上げました基準、2点目に放課後の健全育成事業についても設備や運営に関する基準を定める必要があります。この基準の整理と条例制定を行います。3点目に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、これも基準の整理と条例制定を考えております。条例制定としては3本予定してございまして9月にまとめて上程する予定でございます。(3)公定価格は今説明させていただきました。4点目の保育料の決定ですがこれも利用者負担額を町で決めなければいけません。国の基準に基づいて決めるということになりますので今現在の保育料からそんなに保育料や幼稚園にかかった費用以上になるということはちょっと想定しておりません。国の基準以内でということを考えてございます。この保育料(利用者負担)の決定

も今後予定をします。また5点目に上げておりますけれども、これら基準の決定などをした後にあとニーズ量など整理して子ども・子育て支援事業計画というものを制定する予定です。これと同時に保育園の事業運営計画というのも同時期に制定する予定でございます。大体時期としては12月から1月になる予定としております。では最後に資料5になりますが今後の今取り組みでお話を若干させていただきましたがスケジュールということで1枚のスケジュール表にまとめましたのでこちらをご覧くださいと思います。1番上の段に子ども・子育て会議のスケジュールを載せてございます。2段目、3段目に今申し上げました計画の策定や法令整備についての予定を載せております。計画策定につきましては基準制定が必要でございますので6月から8月ぐらいにかけて各基準また認可基準など、さらには事業内容などを子ども・子育て会議の中で協議していただいて整理する予定でございます。それと同時なのですが法令整備ということでその基準に関する条例制定をします。7月末ぐらいまでに条例案を作成しまして8月1カ月間の中で条例申請やパブリックコメントなど、また議会のほうでの説明ということも予定をしております。9月会議で議決を上程をする予定でございます。2番目の計画策定のほうに戻っていただきたいのですが、基準制定が終わりましたらその他のほかにもいろいろ決めなければいけないことがありますので10月以降はその他の事項を協議いたしまして11月末をめどにして計画を策定する予定です。12月1カ月ぐらいの期間を取ってパブリックコメントを実施して、できれば12月、遅くても1月までには制定をする予定でございます。4段目になりますが法令整備の下ですが支給認定事務というのがあります。9月で議決をいただければ早速ですが10月から幼稚園の保護者説明会や利用受付が始まりますのでその支給認定の作業が始まります。10月には幼稚園の利用受付や申し込みが始まるのと、1月には保育園の利用受付開始、2月ぐらいには児童クラブの利用受付が始まります。この利用受付を受けまして私どものほうでそれぞれの認定を決定したり通知書を発行する作業がございます。それと同時に10月からですが地域型保育事業など許認可が町となりますので、もしその事業をやるとなると、やるところがありましたらその許認可をする必要がございます。それで10月以降は事業者の認可の申請を受付してその許認可の手続きもする予定でございます。その他計画の欄をご覧ください。今現在制定しております次世代育成支援行動計画、これが新たな子ども・子育て支援事業計画に反映するというのでこの次世代の計画の整理が必要となっております。この整理をした上で子ども・子育て支援計画に反映をする予定でございます。また10月以降は保育事業運営計画も同時に策定する予定でございます。また一連のこの業務に関してシステムを新たに構築する必要がございますのでシステム構築として7月以降実際に業者と打ち合わせをして作業を開始したいと考えております。11月ぐらいにはテスト運用ができるようにというふうに予定を立てております。1月以降実際に運用開始になるようにというふうに動いていこうかと思っております。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今渡辺子ども課主幹のほうで説明していただいたのですがここでお願いいたしますか、今先ほどご説明しましたとおり、これから市町村が基準を定める上で従うべき基準と参酌すべき基準というのがありまして、これに基づいて国が示している基準を市町村がどうするかということで子ども・子育て会議の中で決めまして、そこで決めていただいたものを今度は条例化

するということで、資料5のスケジュールでいきますと9月にこの3本の事業を条例化していかないとならないということでございますので特に総務文教常任委員会の皆さんにはご協力いただきましてよろしくお願ひしたいと思います。一応9月に出すというのはなぜかといいますと、今幼稚園の保護者説明会があります。あとまた家庭教育、小規模保育など進める事業者にもそういう説明していかないとならないと思いますのでうちのほうとしては法整備を9月会議で議決していただいて10月から施行していきたいと、こういうような意向でございます。ただ結構タイトな部分がありますのでうちのほうも今総務の条例審査担当と協力しながら何とかこの議決できるように進めていきたいと、またパブリックコメントも実際基準案についてはやっていかないとならないと思いますのでそれも踏まえて何とか9月の議会に議決させていただきたいという思いでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。またあとこの中で子ども・子育て支援事業計画及び保育事業運営計画というのがあります。これはこの前もるる説明しましたが、これは全体というか基本計画でございます。そして今度は保育事業運営計画というのはこれは保育園の再配置、民営化という考え方です。ここの部分の計画の策定もあわせてやっていくと。これはどういうことかといいますと量の見込みなり地域の設定が決まった段階で当然保育料が出てきますので保育サービス料が出てくると、また地域設定も出てきます。うちのほうの考え方はそういう考え方なのですけれどもそういう中でではどこにどれだけの保育園が必要なのか、どれだけのサービス量が必要なのかというところが全部支援事業計画で出てきますので、それを踏まえて保育事業運営計画を策定していくという形にしたいと思っています。これらのことを計画としてこれだけ進めていきたいと思ひますのでぜひ条例、そして計画議会の皆さんのご協力をいただかないとなかなかスムーズにはいかないのかと思ひますので今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（小西秀延君） ただいまご説明が終わりました。質疑のある方はどうぞ。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 先ほどるる説明の中で白老町として町で条例として取り上げなければ上げない限りはできないということをお先ほど坂東子ども課長おっしゃったのですけれども、そういうふうなことであれば条例制定はもう今これから7月にかけてやって8月にはパブリックコメントをやって9月会議にかけていくということなのですが、その計画案も同時進行ですね。だから条例というのは白老がどういう方向に向かっているか、先ほど委員長もおっしゃいましたけれども白老がどういう方向に向かうのか、白老が許可者になりますし、それから白老町がこの保育の入園の許可も体制が変わってやるようになる、そういったことを全部含めるとこの条例制定をして、それから保育運営計画ができると書いていたけれども保育運営もどういう保育所の白老一つにして考えると書いていたね。白老の保育体制のあり方をどうするのかということをお先に考えてこないで条例を制定できるのかと私ちょっと思ったのと、計画ももちろんそうだと思うのですけれども、計画ができてから保育運営計画ができるのでしょうか。何か同時進行で同時に白老町の形ができないと条例制定で議会に諮れるかと。そしてこれは5年ですね。だから5年間はその立てた計画で条例に載せなかったら5年間ではできないということですね。そういうことだから条例も5年ごとに見直すということなのですか。その辺ちょっと確認したいと思います。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今のお話は計画も要するに12月から1月というふうに書いてあるのだけれども、それは当然例えば条例制定するときその条例制定の考え方の中に当然その保育事業の白老町全体の保育の考え方も踏まえて計画や条例がつくられるのだから全体としては一体で進められるのではないかというお話なのですが当然そういう段取りとしては今9月に条例制定、そして12月に計画、そして運営事業計画の策定ということがございます。ただ基本的に基準の整理の中ですかそういった部分で踏まえる部分は踏まえながら進めていきたい。この前も政策調整会議でちょっとお話ししましたが基準整理でありますとか量の見込みであるとかそういった部分、特に量の見込み、地域設定についてはその政策の方向性も考えありますのでその部分はちゃんと整理してお諮りしていく形になってくると思います。ただ条例というのはどちらかというところそれぞれ5年間とかというスパンではなくてある程度長期なスパンで考えていますので可能性のあるものは全部盛り込んでいくような条例制定になるのではないかと。ですから国の基準をこう見てその基準に基づいてそういう中身でいいのかどうかということで参酌基準については当然町の考え方もあると思いますが、従うべき基準についてはもうほとんど国のいうとおりに基準をつくっていかないとならないと思います。ですから今吉田委員のお話のありました考え方としては当然そういうことも踏まえながら進めていきたいと思っています。ただ今支援事業計画なり保育事業運営計画についてはそれぞれ項目として進める項目が結構ありますのでこの部分はもうちょっとずれてはなるとは思います、ただこの政策的な部分、保育の方針の中でこの部分はどうかとそういった部分はある程度政策の方向性については1回整理しておいて基準整理と条例制定にはかかっていたいと思っています。以上です。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 条例は私は白老町がつくるので白老町の市町村にあった必要な条例を私は載せていくのかと思ったのですけれども、今お話を伺っていくと国の基準の幅を持ってそこにまた町が必要になったら入れられるような体制の条例をつくるというふうに捉えていいのですね。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今の考え方でいくと国が政省令等というものを基準として出しています。それに基づいてではうちのほうが従うべく基準はそのままなるとは思います。問題は参酌すべき基準なのです。自治体が進めていく部分については国のこの基準の範囲の中ででは町はここまでできるとかという形になると思います。国の範囲の基準の中で進めていくということになると思います。ただほかの自治体の中では国の基準よりも上乗せして例えば札幌や千歳では独自にパブリックコメントなどを見ますと国よりもっと充実した基準をつくっているところもありますがその辺も踏まえませんが財政的な部分もありますので当然この国の基準の中で整理していくということになるのではないかと。ただどうしても町として上乗せしないとしないという部分が出てくればそこは踏まえることが出てくるのかもしれませんが今のところそれをこの国の基準に基づいてうちのほうは基準化していくということになると思います。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今の関連で聞こうと思ったのですが、これは非常にこの委員会でも大事なことでだからこれからも議論されると思うけれども、そうするともう条例は9月でしょう。今課長の話で

はほとんど国の準則ができてきてそれに合わせて出すということだけなのでしょう。だから町として今これまで説明受けました。町としてはこういう部分だけは政策としてやりたいというのはないのですか。それがあって国の準則のままそれを閉じ込めるのなら別だけど、プラスオンしてこういう条例をつくるといえば私が言ったようにこの委員会も議会も大事なのです。条例制定とかいろいろつくる権限を持っているのだから。ただ準則に従って出せばいいというものがこの3本ですかということですよ。それともう一つ(5) 子ども・子育て支援事業計画ありますね。運営計画策定、これは言葉だけのなぞりなのか。ある程度子ども保育ができてくればそれにかかる経費が出てきますね。仮に町がオンする分があるかどうかかわからないけれども。そういう部分は今吉田委員も言ったけれども27年から31年だからちょうどうちの健全化プランと重なるのです。その部分の整合性というのは今までの従来からいけばもうこれからの計画で横出しを私はできないはずですから。おさまればいいです。1億5,000万だか2億の中でおさまれば別ですけども。そうでない限り今回この3法のできることでよって町村がやらない絶対的な義務的でオンされる部分があるはずなのだけれども、その3点ちょっと確認だけしておかないと、9月に出した、議会でただ説明受けてオーケーになるのかどうか。これは非常にこれから国自身もこういうこれからの子どもの支援の取り組みをやっているのにどうなのかということですよ。まずそこだけ。

○委員長(小西秀延君) 坂東子ども課長。

○子ども課長(坂東雄志君) 今お話のありました、これから条例を制定するときの基準というのは国の範囲の要するに国が示したとおりの基準で進めるのかというお話なのですが、当然その自治体として今の次世代の計画の総括もしています。その中で子供対策についてどのような方向性を持つかということは当然その基準の中の議論の中でも出てくると思います。ですから当然その中で議論していきたいと思っています。実際今の子供対策について、ここにはきょう持ってきませんでしたけれども、町の子供対策については評価を毎年しておりますのでその中でこれからどういう方向性にいけばいいのかというのはこの中でも十分議論をしていきたいと思っています。基本的にもう一つが子ども・子育て支援事業計画として実際サービス料が決まってくるわけです。すると今の予算の中というような部分との当然整合性といいますか、健全化の計画でございますのでその部分の整合性はとっていかないとならないと思います。また当然保育事業運営計画といっても子ども・子育て支援事業計画は今概要的な説明はしましたけれども、あと保育運営事業計画というのは保育園の民営化再配置という基本的にその部分の計画です。ですから個別計画ということになりますので当然こういったことを踏まえながら全体的に基準も条例制定も考えていくと。ただ条例制定は先ほど言いましたように可能性のある部分も踏まえてつくっていかないとならないと思います。5年というわけではなくて実際家庭的保育事業についても今のところ手を挙げている業者はいないのですけれども今後手を上げるような状況といいますか、そういう場、ベースはつくらないとならないと思いますので当然そういう可能性のある部分については条例化していかないとならないと思っていますのでそういったものも踏まえてこの基準の整理と条例の制定、そして子ども・子育て支援事業計画手戻りにならないようにこちらの条例の制定でいわれている部分と支援事業計画のそごにならないような形で作業を進めていきたいと思っています。ですからある程度量の見込みと地域設定が出てきた段階でサービスの部分は

踏まえられるのではないかと思います。ここの部分を踏まえながら基準の整理とか条例制定に向かっていくと。そして最後その12月の子ども・子育て支援事業計画及び保育事業運営計画の策定に持っていくということになると思います。ですからポイントとしては先ほど資料4の中でいいましたとおり地域設定と量の見込みというのがこの子ども・子育て支援事業計画のポイントでございます。それを8月に北海道に提出するということになりますとそういったスケジュール、政策的な判断もそこで必要になってくるのではないかと思います。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 私は言っているのは国がいつている量的な中で町がやるとかやらないとかいう話ではなくて条例をつくる時に白老町独自。今の町長であろうとこれあとの町長であろうと将来見越してこれは委員会もそうだけれども、国はここでいつている地域子ども支援事業の概要があると。これは国の中の制度、量的なものがあるかどうかわからないけれども、これについて仮にほかのクラブでもいいです。2名の先生だけれども3名置くと何か制度が変わるとか。こういう結果も3法変わるのだから白老町として子育てのためにこういう事業をやりたいのだと、そういう部分を押さえたものが条例の中に白老町の独自性とかそういうものが国の準則の各都道府県にこういうのがあるのだと準則がくると思うのです。ただそれだけやるのか、そうではなくてそういうものがオンになった一つの条例になるのかということなのです。そうであれば準則であればただなぞって読めば我々もオーケーだけれどもそういう部分を含んでくれば条例の目的と内容をきちんと整理をして白老町独自にやろうとしているもの、あるいは国で量的なものから本当は白老町事情を考えたらこの量的にもできるのはこうではないかとその分を含んだ条例になるのですかということなのです。ただ準則の中で条例制定してしまえばいいのですかという話なのです。それによって委員会だとか議会は一議員としてそれ出てきたときに質問とか勉強をしなければいけないのですから。それにたえられるとか、そういう部分の条例はどうなのですかということです。内容に対して。それによって議会も議論しなければいけないと思います。町長はあなた方にこういうことでいいと、国の準則だけで出せばいいのだといっているかもわからないけれども、白老町としてのこのせっかくの3法出たときのまちの子供の政策がないのかということです。それを条例に含んでこないのですかということです。そこが今これは大事です。そんな量的な話はこれを見たら大して過去とそんなに変わっていないのですから、悪いけれども。そうではなくて。だからここでいううちはまだ子ども課のほうで子ども園ありますね。私は前にも質問していますが白老町としては認定子ども園をつくるかどうかということも何も決まっていないのです。町立の保育園をでは今のままでいくのですかと。民間の部分であれば仮にさくら幼稚園と小鳩が1つになれば驚異的になれるけれども。残っている町の保育園はでは将来どうするのかということはまだ聞いていないです。そんなものがないのに10月に条例だすといってもただ国の準則にのっとって後は中でやりなさいということなのですかということです、大事なことなのです。そこは町で整理されているのですかということです。政策形成をやる時にいかに白老町独自の政策をどうあるかということの問題や課題を抑えてきてそれが条例に反映されてこうなるということが出るのですかということです。だから当然条例も国が出すものと白老町がこういう部分でこの部分がここに入っていますとか、そういうことが見えるのかということです。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今のお話は要するに町独自のそういう政策なりそういったものがその条例の中に入ってくるのかということと、それから政策決定というものがいつになるのかというふうなことだと思うのです。それでまず1点目の条例制定の考え方としましては今国が省令で定める基準とかというのは出てくるというか準則はないのです。実は準則はなくて省令という形でこういうような国としてはこういう省令を持って国が省令で定めると、ではそれを市町村がどういう形でこの基準の中で市町村がではこの部分は国の基準に従いますとか、この基準は上乘せしていきますとかということをそれぞれ自治体が決めることとなります。ですから国の基準があつてそれに基づいて町がではどうしますかということが出てくると思います。その中でも当然町の政策的な判断は必要になってくると思います。そういった部分では当然町独自の基準といいますか、そういったものが出てくる可能性はあると思います。ただ今のベースは国が条例で定める基準に基づいて各市町村みんなそうなのですが国基準の中でこれがいいのか悪いのかというか、これに従うのか従わないのかとかということがベースになってくると思いますけれども、実際その町独自の政策というか基準ですね。そういうものが当然その部分も議論していかないとならないと思います。ですから条例の中にそういったものが踏まえるのかということになれば国基準と比較する段階ではそういった部分も踏まえながら進めていかないとならないと思いますし、政策的な判断といいますか、将来的にわたってこれは保育園の運営にとって非常に大切なことであるとか、そういった部分はその政策の中で判断していくのでしようけれども国基準の中で基本的にはいいか悪いかというか、その中に入れるかどうか、また上乘せするかどうかというのは今ここで示されている省令に基づいてうちのほうも政策的な判断が出てくる部分はしていきたいと思っています。ですから別にその独自ではなくて国の従ったとおりのものというのではなくて、国は省令でしか出していないので準則もつくっていませんのでうちのほうは改めてつくらないとならないと思いますし、当然町独自のそういった条例に当然なってくると思います。国の基準を見ながらうちのほうはこうしていきたい、ああしていきたいという形になると思います。そういうことです。ですから制度自体、条例制定なのですがそこでは当然今言われたような政策的な部分も踏まえた中で提案できるようにしたいと思っています。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩します。

再開 午前11時50分

休憩 午前11時50分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 休憩中にいろいろ局長のほうからお話したそのとおりなのですが。実際例え白老町だけで保育行政を担っているのはうちなのですが例え私立保育園とか幼稚園とかあるわけです。そこの中の今国がこれぐらいの基準で公定価格でやるのだけれどもどんなものだろうかということで施設、そういう保育園、幼稚園内に今意向調査をやっている最中なので。その中で出てくる可能性があるのは幼保連携型の保育園でありますとか、そういった幼保連携型

のこども園とか、それから家庭的保育といいますか小規模保育園だとかそういった部分の可能性がある場合には当然この基準の中に入れていく、今の従来の部分だけではなくて将来的にも可能性のある部分は当然入れていかないとならないと思います。そういう部分では新たな政策といいますか、新たな制度設計というのはそこでは踏まえた中で進めていくことにはなると思います。ですから今後今のそういう施設の意向調査を踏まえた部分でありますとか、それから子ども・子育て会議の中でも委員さんの中では逆に提案したいという部分があるようなのでその部分も子供対策についての提案という部分もこれから議論していく形になると思いますのでそういったものを踏まえながらその基準の中に盛り込む必要がある部分については盛り込んでいかないとならないと思います。ですから単に国が定めたものをどうぞという形でやるものではなくて当然一つ一つ基準を見ながら町の事情も踏まえながら基準を固めていきたいと思っています。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今局長の補足で十分わかって私はそういう言い方をしたわけです。そうするとここでいう条例3本のうち運営に関する基準だから、よく運営基準で条例になっているのだけれども具体的にいうと仮に幼保連携の子ども園つくりますね、ここでいったら既存の幼稚園や保育園の移行は義務づけず政策的に促進なのです。以前はできたのです。既存のやつで保育園と幼稚園は。距離的な制限はあったけれども700メートル、600メートルそれがクリアできると子供に負担はかけたけれども。だからこういう部分では先ほどに戻るけれども、白老町としては認定こども園をつくるのかどうかという話もきちんと整理しないとその基準が頭のほうにあるのかどうかかわからないけれども、ただ基準は数字だけいけばいいのかわからないけれども、そういうものとか、あるいはこの5ページにも放課後児童クラブも前も議論したけれども今度は条例で人員なんかは基準を下げるわけでしょう。これ同じくまたここでやっているというけれども。これもただ9月に条例案つくりましたと上がっても本当にその具体的な条例案の人員こうだといってもいいのか、その人員に伴ってでは指導員が何名になるのか、この間は2名でいいといったけれども数をふやせば鉄南と一緒にしたら3名にしないとならないかもしれないでしょう。そうすれば計画も変わってくるわけです。そういうものの考えがちゃんと町として議会なりそういうところを出してから議論していかないと条例が先で後からそういうことがついてくるということなのですか。どうもわからないのです。本来は課題を設定して、施策そうでしょう。それを今度はある程度示して案をつくって決定となってくるわけでしょう。その辺の悪いのだけれどもまちとしての政策的なものが、この児童クラブも上がるのでしょうか。条例が9月にもものによってはこれからだと思っただけけれども施行日を10月といっているけれども、9月に内容によっては委員会付託になるかわからないですが。そういうことを考えて、そうであれば事前にもう10月1日から9月に上げるのだったらもっと前からやらないと。町が必要ないといったら別だけれども、そういうことの政策的なものを今現状の中で児童クラブはこうだったけれども私たち町としてはこういうものをしたいと、だから条例にこうつなぐと、そういう流れの中で整理していかないとわからないのではないですか。よくわからないです。もう言わないですけれども。それは町長から指示を受けてやっていると思うから。だけど私はそうは思わないと思います。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今前田委員からのお話もよく承りました。実際うちのほうの今のイメージとしては国の省令に基づいている基準、それがこの運営に関する設備だとかそういった部分がいいのか悪いのかというようなことで整理しようとは思っていたのですが、確かに政策的な部分といますか、そういったものも踏まえながら白老町の実情に基づいてではこういう条例なのですかというところで説明できるように進めたいと思いますので今のお話は十分持ち帰ってこれからの基準でありますとか、条例制定に向けて十分検討させていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 山田委員。

○副委員長（山田和子君） 一つだけ業務内容みたいなことでご質問したいのですが、今後町民一人一人ナンバー制になりますね。そうしたらその例えば山田さんの家の何子ちゃんは保育園に入っているとか、ちょっとこの家は虐待気味であるとか、育児放棄気味であるとか、そういうような情報というのはナンバー制になるとシステムの中に記入されることになっていくのでしょうか。まだわからないですか。まだわからないのであればわからないでいいです。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） ちょっとその辺のナンバー制については総務課のほうなのでその辺もちょっと調べてみます。

○委員長（小西秀延君） ほか、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） これから条例また計画等がまた改めてこの議会等にかけてということでございますので、本日の委員会協議会はこの程度にとどめたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 異議なしということで、それでは本日の総務文教常任委員会協議会はこれにて閉会といたします。お疲れさまでございます。

（午後12時01分）